

議第59号

文教・警察常任委員会資料
平成26年(2014年)3月11日
教育委員会事務局生涯学習課

滋賀県立図書館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の実情を踏まえ、利用者および県民の要望を十分に反映した滋賀県立図書館の運営を図ることができるよう、図書館法(昭和25年法律第118号)に基づく滋賀県立図書館協議会を設置するため、滋賀県立図書館の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第52号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 図書館法の規定に基づき、滋賀県立図書館に滋賀県立図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置することとします。(第2条関係)
- (2) 協議会の組織等について必要な事項を定めることとします。(第3条関係)
- (3) 協議会の会長および副会長について必要な事項を定めることとします。(第4条関係)
- (4) 協議会の会議について必要な事項を定めることとします。(第5条関係)
- (5) その他
 - ア この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立図書館の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、滋賀県立図書館を大津市瀬田南大萱町に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、滋賀県立図書館(以下「図書館」という。)を大津市瀬田南大萱町に設置する。 <u>(滋賀県立図書館協議会)</u></p> <p>第2条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、図書館に滋賀県立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 <u>(協議会の組織等)</u></p> <p>第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。 <u>(1) 学校教育の関係者</u> <u>(2) 社会教育の関係者</u> <u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(4) 学識経験のある者</u> <u>(5) その他教育委員会が適当と認める者</u> 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、再任されることを妨げない。 <u>(会長および副会長)</u></p> <p>第4条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によつて定める。 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。 <u>(会議)</u></p> <p>第5条 協議会の会議は、会長が招集する。 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。 3 会長は、会議の議長となる。 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、</p>

議長の決するところによる。
(雑則)
 第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
(委任)
 第7条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)
 第2条 この条例に定めるもののほか、管理に関する事項は、滋賀県教育委員会規則で定める。

付則 省略